

2023年1月23日

受益者の皆さまへ

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

G S エマージング通貨債券ファンド 年2回決算コース
信託終了(繰上償還)予定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のお引立てを賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております「G S エマージング通貨債券ファンド 年2回決算コース」(以下「本ファンド」といいます。)は、2018年3月29日(木)の設定以来、4年以上にわたり、エマージング諸国の現地通貨建て債券を実質的な主要投資対象として、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ってまいりました。しかしながら、信託財産の額は伸び悩み、2022年11月30日(水)現在の純資産総額は、約4億4,000万円、受益権総口数は約4億4,000万口となっており、信託約款第41条に定められた信託契約の解約の基準である30億口を大幅に下回る状況が継続しております。

弊社といたしましては、今後も本ファンドの資産規模の拡大が見込み難しく、効率的な運用をご提供するに十分な資産規模の維持が困難になることが想定されることから、本ファンドの運用を終了し、運用資産を受益者の皆さまへお返しすることが受益者の皆さまの利益に資するとの判断をいたしました。

つきましては、本ファンドに関し2023年3月22日(水)をもって信託の終了(繰上償還)を予定しておりますのでお知らせ申し上げます。

この繰上償還は、「投資信託及び投資法人に関する法律」(以下「投信法」といいます。)の規定に従い、書面による決議をもって実施いたします。次ページ以降のご案内および「書面決議参考書類」をよくお読みのうえ、繰上償還に関する決議の賛否および必要事項を、同封の「議決権行使書面」にご記入の上、弊社までお送りいただきますようお願いいたします。

何卒ご理解を賜わりますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

【ご案内】

「GS エマージング通貨債券ファンド 年 2 回決算コース」の信託終了(繰上償還)に関する手続きのご案内です。

【今後のお手続きについて】

「GS エマージング通貨債券ファンド 年 2 回決算コース」の信託終了(繰上償還)について、賛成または反対をご判断ください。

手続きの詳細につきましては、以下のフローチャートにてご確認ください。

賛成の場合には必要な手続きはございません。

議決権行使手続の日程

基準日（受益者の確定）：	2023 年 1 月 23 日（月）
書面による議決権の行使の期限：	2023 年 2 月 21 日（火）
書面による決議の日：	2023 年 2 月 22 日（水）
信託終了（繰上償還）日（予定）：	2023 年 3 月 22 日（水）

議決権行使手続の概要

- 本ファンドの議決権の行使は、2023 年 1 月 23 日（月）（基準日）時点の受益者の方（2023 年 1 月 19 日（木）までに購入のお申込みをされた方を含みます。）を対象としております。
- 2023 年 1 月 20 日（金）以降に本ファンドのご購入をお申込みいただき、これに伴い本ファンドの受益権を取得した受益者につきましては本議決権はございません。
- 本決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上の賛成をもって可決されます。その場合、2023 年 3 月 22 日（水）をもって信託を終了する予定です。
- 上記の議決権口数による賛成を得られず本決議が否決された場合は、決議の日以降、書面決議の結果について速やかに受益者の皆さまにお知らせいたします。

【議決権行使手続】

ここからスタート

本ファンドの信託終了
(繰上償還)に同意され
ますか？

はい

必要な手続きはございません。
(議決権行使書面のご返信がな
ければ、信託終了にご賛成いた
だいたものとみなします。)

いいえ

「A. 議決権行使手続」に
ご案内の手続きを行って
ください。

償還が決定した場合には、償還
日の翌営業日以降に償還金をお
支払いします。
また、それ以前に換金申込みを
することもできます。

A. 議決権行使手続

ステップ1：同封の「議決権行使書面」に、本ファンドの信託終了について反対される旨等をご記入ください。

ステップ2：同封の返信用封筒にて、ステップ1でご記入いただいた書面をご郵送ください。

B. 議決権行使手続に関するご注意事項

- ① 2023年2月21日(火)弊社到着分までが有効となります。
- ② 同一の受益者の方が本信託終了(繰上償還)につきまして、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、すべての議決権に関して無効とさせていただきます。
- ③ 議案についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書面をご提出された場合は、賛成したものとみなします。
- ④ 本決議におきまして議決権を行使されない場合は、賛成したものとみなします。
- ⑤ 本信託終了(繰上償還)にご同意いただける場合、議決権行使書面のご返信は不要です。

【よくあるご質問】

Q1：議決権の行使とは何ですか？

- 投資信託において繰上償還や重大な約款変更を行う場合には、受益者の賛否を問う制度が投信法で設けられています。受益者は保有する受益権の口数に応じて議決権を持ち、それを行使することを「議決権の行使」といいます。
- 書面決議を行う場合、決議を行う日の2週間前までに受益者に対して通知することが、投信法および本ファンドの信託約款に規定されておりますので、本ファンドにおいても議決権を行使できる期間（「議決権行使期間」といいます。）は2週間以上の期間としております。
- 本ファンドの議決権行使期間は、2023年1月23日（月）から2023年2月21日（火）までです。

Q2：信託の終了（繰上償還）はどのように決定されますか？

- 本ファンドにつき、2023年1月23日（月）時点の受益権総口数の3分の2以上の賛成となった場合には信託を終了し、3分の2未満の賛成となった場合には信託は終了いたしません。
- 信託を終了する場合は、2023年3月22日（水）が信託の終了日（償還日）です。

Q3：信託終了（繰上償還）の決定は通知されますか？

- 信託終了の決定（「書面決議」といいます。）は2023年2月22日（水）に行われます。
- 信託を終了しない場合は、書面決議の日以降、その決議の結果について、速やかに受益者の皆さまにお知らせいたします。
- いずれの場合も、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（株）のウェブサイトにご案内を掲載する予定です。

Q4：信託の終了（繰上償還）が決定した場合、運用はいつまで継続されますか？

- 信託終了が決定した場合は、償還に向けて、2023年2月22日（水）頃を目処に、キャッシュ運用に移行する予定です。
- なお、信託終了決定後も資産の現金化の進捗や市場変動等により、償還日まで基準価額は変動します。

Q5：ファンドの購入はいつまでできますか？

- 信託終了が決定した場合、購入の申込期間は2023年3月10日（金）※までとなります。
- 信託終了を行わない場合は、引き続きご購入が可能です。

※ 最終の購入申込日は販売会社によっては異なる場合があります。詳しくはお取引の販売会社にお問い合わせください。

Q6：換金ができない期間がありますか？

- 議決権行使期間中および書面決議日以降も通常通り、換金が可能です。
- 信託終了が決定した場合、2023年3月13日（月）が最終の換金申込日となります。

Q7：通常の換金手続きを教えてください。

ステップ1： お取り扱い販売会社にて、本ファンドの換金の申し込みを行ってください。原則として「ファンドの休業日」を除く毎営業日の午後3時まで受け付けます。

ステップ2： 換金申込日の翌営業日の基準価額が換金価額となります。

ステップ3： 原則として換金申込日から起算して5営業日目から、お取り扱い販売会社を通じて換金代金をお支払いいたします。

ご注意事項：

※ 販売会社によって換金の申し込み受付時間は異なります。

※ 「ファンドの休業日」は、英国証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはルクセンブルク証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行の休業日および12月24日です。

※ 信託終了が決定した場合、ご換金のお申込みは2023年3月13日（月）までとなります。

Q8：償還日まで特に何もしなかった場合はどうなりますか？

- 償還日まで本ファンドを保有いただいた場合は、償還日の翌営業日以降に、販売会社を通じて償還金をお支払いいたします。
- 償還日の前に換金手続きをされた場合は、この限りではありません。

Q9：この信託終了に関する日程を時系列で教えてください。

- 信託の終了の日程は以下の通りです。

議決権行使期間	2023年1月23日（月）～2023年2月21日（火）
信託の終了の決定（書面決議）の日	2023年2月22日（水）
キャッシュ運用への移行	2023年2月22日（水）頃から
最終購入申込日*	2023年3月10日（金）
最終換金申込日	2023年3月13日（月）
信託の終了日（償還日）	2023年3月22日（水）
償還金受渡日	2023年3月23日（木）以降

※ 最終の購入申込日は販売会社によっては異なる場合があります。詳しくはお取引の販売会社にお問い合わせください。

その他、本状に関しましてご不明な点は以下の窓口までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
「信託終了（繰上償還）についてのお問い合わせ専用窓口」

フリーダイヤル：0120-331-376

2023年1月23日～2023年3月22日

土日祝日を除く午前9時～午後5時